

～凍結胚の保存延長・廃棄について～

凍結保存期限までに「凍結胚保存延長同意書」または「凍結胚廃棄同意書」に必要事項を記入し
ご提出ください。

保存期限を3カ月以上過ぎても提出がなくご連絡もない場合は、保存更新の意思がなく保存胚の所有権
を放棄したものとみなし、保存胚の処分権は当院に帰属し、廃棄させていただきます。

その後連絡があったとしても、既に凍結保存胚が廃棄されていた場合の異議申し立ては一切受け付けま
せん。

申請書の入手方法 下記のいずれかの方法です。

- ①当院に直接ご来院して受取る（9時～11時・15時～17時）木・土は AMのみ可
※上記以外の時間は対応できません
- ②当院ホームページよりダウンロードして印刷
- ③郵送をご希望の場合、郵送を希望される旨と84円切手を貼り宛名を記入した返信用封筒を郵送
入手後、当院受付または郵送でお手続きください。

保存延長の費用について

保存延長の場合の1年間の胚凍結保存維持管理料のみの費用は、

保険適用の場合 → 10,500円（35,000円の3割負担の金額）

保険適用外の場合 → 38,500円

となります。

※43歳を超えての保存延長の場合は保険適用外となります。

※保険での治療回数制限を超えている場合も保険適用外となります。

※妊娠など治療を中断している場合、保険適用外となります。

手続き期間について

○保存延長の場合

初回凍結日の翌日から1週間以内に手続き

※保険適用外で振込みされる方の場合も この期間内に振込み、郵送になります。（期間内に必着）

○廃棄の場合

初回凍結日までに手続き

◎延長の場合

〈当院受付にて提出〉

- 記入済の「凍結胚保存延長同意書」
 - 保険証
 - 胚凍結保存維持管理料 1 年分
 - 診察券
- をお持ちの上、診察時間内にお越しください。

※保険適用の方は必ず当院でご提出いただき、
医師の診察があります。(郵送不可)

〈郵送にて提出〉

- 記入済の「凍結胚保存延長同意書」
 - 胚凍結保存維持管理料 1 年分
 - 振込の際の振込用紙・明細票などの原本またはコピー
(※手続きに必要です。必ず同封ください)
 - 84 円切手を貼った返信用封筒
(同意書のコピーや領収書を郵送するため)
- 上記を同封し、封筒表面に「申請書在中」と記載して
当院まで郵送してください

振込先

銀行名：中国銀行 福山南支店 (店番号：323)

口座番号：1690408

口座名義：医療法人 雄社会 理事長 吉田 壮一

(イリョウホウジン ユウソウカイ リジチョウ ヨシダ ソウイチ)

※振込みに関する手数料は別途患者様負担となります。

◎廃棄の場合

〈当院受付にて提出〉

- 記入済の「凍結胚廃棄同意書」
- をお持ちの上、診察時間内にお越しください。

※廃棄同意書を提出された後、保存期限前に
廃棄を行う場合もありますのでご了承ください
※廃棄施行の連絡は基本いたしません。

〈郵送にて提出〉

- 記入済の「凍結胚廃棄同意書」
 - 84 円切手を貼った返信用封筒
(同意書のコピーを郵送するため)
- 上記を同封し、封筒表面に「申請書在中」と記載して
当院まで郵送してください
※返信用封筒が入っていない場合、同意書のコピーの
郵送不要の意向とみなし、コピーは郵送いたしません。

◎注意事項

- ・ 同意書に記入漏れのあるものは受理できません。
- ・ ご自身が保険適用か適用外かはご自身で把握されてください。不明な場合は、一度当院までご連絡ください。(本来保険適用外であるが、保険適用で申請した場合は不足分を後日お支払いいただく必要があります。)

お手続きについてご不明な点がある場合は、凍結期限日の 1~2 か月前までに診察日の
9 時~11 時または 15 時~17 時 (木・土は AM のみ可) にお問い合わせください。